

鳥取県告示第 137 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字山根字杉ヶ谷山803、804の1、804の3から804の7まで、805、806、806の1、806の2、807から811まで、字杉ヶ谷上平812、813、字大平814から816まで、817の1から817の9まで、820、822、824、825、字長ヶ谷830の1から830の3まで、832から835まで、835の1、838、字有井谷839、840、字川戸山857の1、857の2、858、859、大字穂見字カウナ谷奥695から698まで、700の1から700の7まで、701から704まで、706から708まで、709の1、709の2、字眞コモノ上713の1、714から717まで、720から723まで、字カナゲ谷奥726の1、727から734まで、736から738まで、739の1、739の2、740、字柳ヶ谷奥743、747の1、748から762まで、字中之谷奥764から782まで、783・字朴木途784（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、785、786、787・字小谷788（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、790の1から790の3まで、791の1から791の3まで、792から794まで、字峠ノ下795から797まで、798の1、798の2、799から803まで、804の1、字老ヶ谷北平806の1、807から816まで、字老ヶ谷口817（次の図に示す部分に限る。）、818、819（次の図に示す部分に限る。）、820の1、820の2、821（次の図に示す部分に限る。）、821の1、821の2、822、823、825の1、826、827の1、828の1、828の2、字奥皆地北平829から831まで、832の1、832の2、833の1、833の2、834、836（次の図に示す部分に限る。）、字堂ヶ敷837、838、字カシラ839（次の図に示す部分に限る。）、839の1、字老ヶ谷奥840（次の図に示す部分に限る。）、840の1、字タナノ上841（次の図に示す部分に限る。）、字五郎次郎奥843から845まで、846の1、846の2、848の2、850、854、856の1、856の2、857から860まで、864、865、字深谷口866から872まで、873の1から873の4まで、874、876の1、877、878の1、879の1、880、881の1、字茗荷谷奥884から896まで、898、898の1、900から906まで、907の1、907の2、909の1、909の2、910から912まで、字太田ノ上913から921まで、字柿ノ木ノ上922、923の1、923の2、924から927まで、字大塚929から938まで、939の1、939の2、940、941、944から946まで、字小塚947の1、947の2、字越又ノ上948から950まで、大字埴師字小谷1054から1059まで、1059の1、1060から1062まで、字香傳寺林1063の1、1063の2、1064から1066まで、1067の1、1067の2、1068の1、1068の2、1069から1071まで、1073から1077まで、字巻尾1078、1078の1、1078の2、1079、1079の1、1080、1080の1から1080の6まで、1081、1081の1、1082、1082の1、1082の2、1083、1084、字穴ヶサコ1085、1085の1、1086、1087、字堂サコ1088の1、1088の2、1089から1091まで、1091の1、字北谷林1092から1094まで、1094の1、1094の2、1095から1098まで、1100、1100の1、1100の2、1104から1106まで、1108、1108の1、字地福寺林1109、1109の1、1110、1111、1111の1、1112、1113、1114の2、1115、1116、字下向イ1117から1123まで、1123の1、1123の2、1124、1124の1から1124の6まで、1125、1125の1、1126、1126の1から1126の4まで、字上向イ1127、1127の1から1127の5まで、字アシ谷林1128、1128の1から1128の6まで、1129、1130、字砂タメ林1131から1138まで、字サケ尾林1139、1139の1、1140の1、1140の2、1141、1141の1、1141の2、字上サケ尾1142、1143、1143の1から1143の5まで、1144、1144の1から1144の4まで、字家ノ上1145、1145の1、1145の2、1146、1146の1、1146の2、字ノミ谷山1147の1から1147の11まで、1148の2から1148の20まで、字大途奥1152の2、字陰山1153、1153の1から1153の3まで、1154、1154の1から1154の3まで、1155、1155の1、1156、1156の1、1157、1157の1、1158、1158の1、字サコ田1177から1181まで、字ヤナヶ谷林1182から1187まで、1188の1から1188の3まで、1189、1189の1、1189の2、1190、1191、字岡ノ上林1192、1193の1から1193の5まで、1194、1195、1196の1、1196の2、1197、1198、1198の1、1199、1200、1205、1205の1、1206、1206の1、1207、1208、1209の1、1209の2、1210から1215まで、1215の1、1216、1217、1218の1、1218の2、1219、1220、字後谷林1221、1223から1230まで、1231

の1、1231の2、1232、1232の2、字寺谷山1234、1234の1、1235、1236の1、字シタク谷山1253の3、字カ子ツキ谷山1254の13、1254の15から1254の19まで、1254の21から1254の56まで、1254の58から1254の63まで、1254の65から1254の69まで、1259の2、字後谷山1262の1から1262の9まで、大字三吉字松ヶ坪653、654、字客ノ谷北平655の1、655の2、656から658まで、658の1、660、字中尾661、662、字客ノ谷南平663から670まで、674、字大ノ上エ671から673まで、字ヒナタ676の1から676の3まで、677から679まで、680の1、680の2、681の1、681の2、字カジ屋皆地682の1、683から685まで、字タナ坪686から689まで、字下モ所カサ690、691の1、691の2、字段ノ山701（次の図に示す部分に限る。）、702から704まで、字アシガタ707、708の1、709、709の1、字堂ノ尾710の1、711、字ウシナサコ712の1から712の4まで、字毛谷718、字カマ谷724、725の1から725の3まで、726、727、字カツラ途728から735まで、736の1、736の2、字蔭平737から739まで、739の1、740、742の1、744、744の1、字恵徳山745から747まで、747の1、748の1、748の2、字アベカ途749の1、750の1から750の3まで、751、752の1、753、754の1、756の1、字漆山782の1、783の1、字妙ヶ谷784から786まで、787の1、787の2、787の5、787の8、788、字段途808、809の1、809の2、810、810の1、811から813まで、字大熊谷814、814の1、815の1、815の4、815の5、816から818まで、字小熊谷819、字ヤナガ谷820の1、821の1、821の5、821の6、822、823の1、字コウケ谷824の1、824の2、825の1、825の2、826、字小屋ノ谷827の1から827の4まで、字本谷828の1から828の29まで、字明ヶ谷829、830、字清水途831から836まで、字コラホ祢837、字庄田838の1、838の2、839の1、839の2、840の1、字ノト谷841、842の1、843、844、844の1、845、字家ノ上846、847、字小コ谷848、大字慶所字小谷289から298まで、字下畠上へ299から301まで、302の1、302の2、303から305まで、字段306から309まで、310の1、310の2、310の4、310の5、311、字梨ノ木312、字女子谷313から317まで、318の1、318の2、319、320の1から320の3まで、321、322、字藤屋根323から328まで、329の1、329の2、330の1、330の2、字菅谷331、331の1、332から343まで、345、346、346の1、347、347の1、字慶所奥348から357まで、359から361まで、361の1、362、字ケイシ山363から368まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1187の65

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西宇塚字又毛谷左平1186の87

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)